

## II. 安全と安心の確保

### 3 災害に強い国土・地域づくり等の推進

既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）の耐震化を行うとともに、東日本大震災における官庁施設の被害状況を踏まえ、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能（Ⅰ類1.5,Ⅱ類1.25）を確保するための耐震化を行う。

## 既存不適格建築物(耐震性能評価値1.0未満)の官庁施設の耐震化

- ◆ 建築基準法に基づく耐震性能を満たすための耐震化を実施し、人命の安全の確保

### 官庁施設の耐震改修事例



壁厚増打



耐震ブレース

## 官庁施設の耐震基準を満足しない災害応急対策活動の拠点施設の耐震化

- ◆ 官庁基準を満たすための耐震化を実施し、災害応急対策活動の拠点施設としての機能を強化

### 官庁施設の耐震基準未達施設の被害例



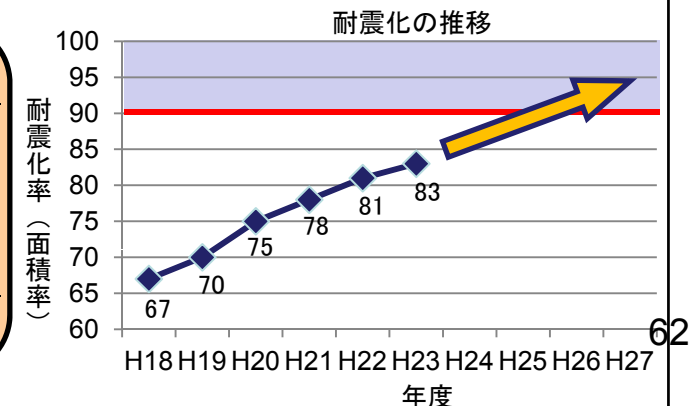
神戸第2地方合同庁舎  
 入居官署：第五管区海上保安本部他  
 建物完成：昭和60年5月  
 震度：7 (H7.1.17阪神・淡路大震災)  
 被災前の耐震性能評価値：1.01

〔柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した〕

### 【参考】官庁施設の耐震安全性の目標(平成27年度末)、耐震化の推移

区分	公表施設	耐震化済施設【官庁基準】	
		(平成23年度末)	率(面積)
Ⅰ類	約245万㎡ (159棟)	約199万㎡ (108棟)	81%
Ⅱ類	約216万㎡ (933棟)	約180万㎡ (799棟)	83%
Ⅲ類	約308万㎡ (1,561棟)	約262万㎡ (1,372棟)	85%
合計	約770万㎡ (2,653棟)	約641万㎡ (2,279棟)	83%

- 全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割(面積率)
- すべての既存不適格建築物(耐震性能評価値1.0未満)について、建築基準法に基づく耐震性能確保



津波襲来時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進。

## 東日本大震災における官庁施設の被害及び「津波対策の推進に関する法律」

周囲に高台等がなく、5分以内に津波から安全な場所への避難が困難な地域

津波が発生した際に一時的な避難場所が必要

人命の救済に有効に機能  
【官庁施設の救済力の活用】

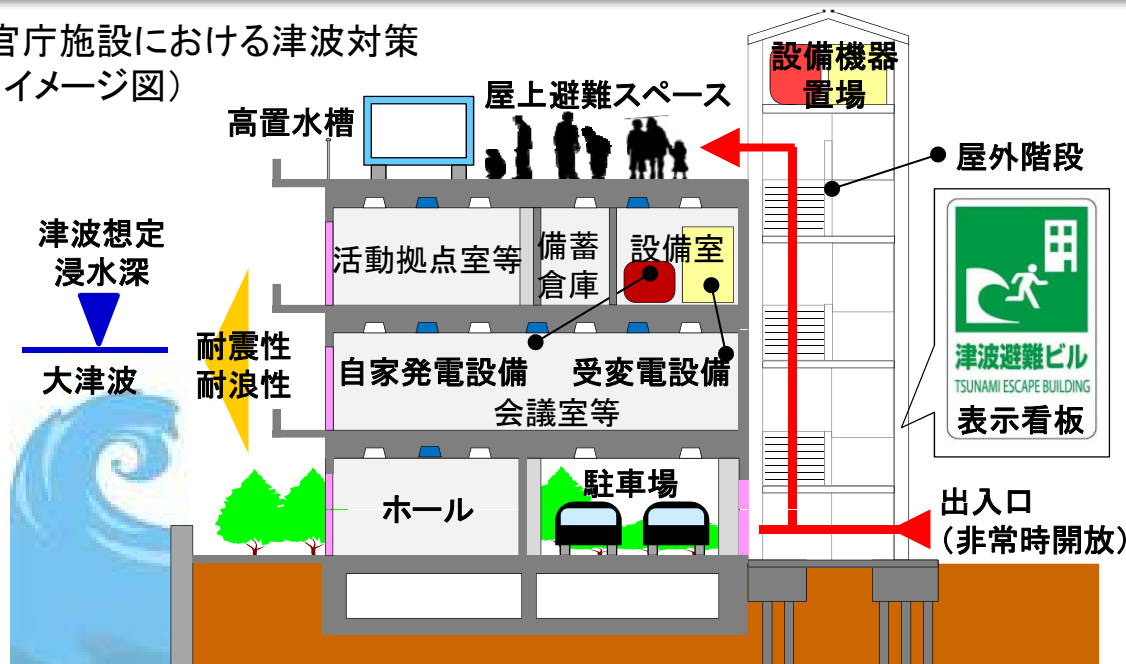
津波による浸水被害  
(設備機器の水損、重要書類の滅失 等)

災害応急対策活動に支障

防災拠点機能の維持が必要  
【官庁施設の防災力の強化】

## 津波により浸水するおそれのある地域に所在する官庁施設について津波対策を実施

官庁施設における津波対策  
(イメージ図)



## 津波対策の主な実施項目

- 津波襲来後の電力、水の持続的な供給
  - 自家発電設備・受変電設備を上階に設置
  - 高置水槽の容量確保
- 早期の庁舎機能回復
  - 活動拠点室等を上階に設置
  - 総合的な耐震安全性の確保
- 津波避難施設としての整備
  - 備蓄倉庫の整備
  - 屋外階段(非常時開放)の設置
  - 屋上を避難スペースとして整備

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、海岸堤防等の粘り強い構造の整備、水門等の自動化・遠隔操作化等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

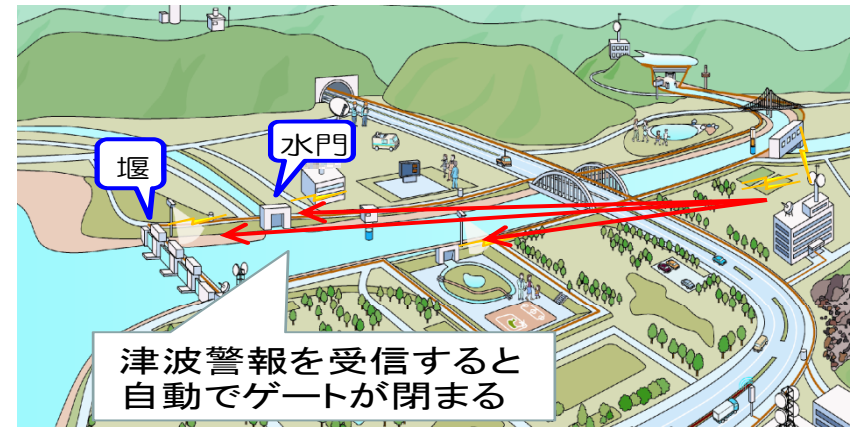
## 堤防嵩上げ

嵩上げ  
現況堤防高

堤防



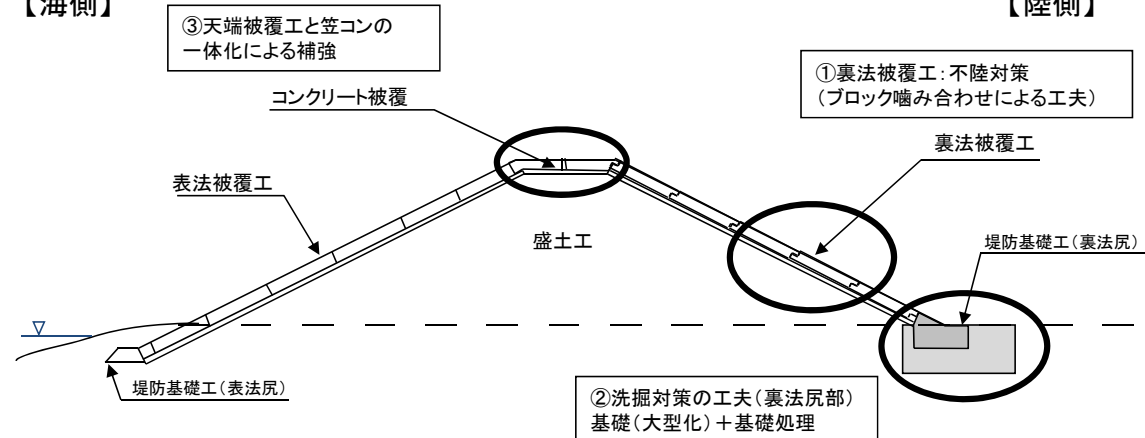
## 水門等の自動化・遠隔操作化



## 海岸堤防等の粘り強い構造

【海側】

【陸側】



大規模災害に対しては、ハード施策と併せて避難を始めとした防災ソフト施策による減災対策の重要性が改めて認識された。このため、警戒避難支援マニュアルの作成や災害被害の予測手法の開発等を行い、それらを活用して地方公共団体の防災能力を向上させるための技術的支援等を行うことにより、防災ソフト施策の高度化・充実を図る。

## 背景

- ・「被害の軽減に向け、(中略)施策の耐震化や治水施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の強化などのソフト対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。」「大規模災害に対する『減災』対策、津波防災地域づくりの推進(中略)、地域防災力の向上、(中略)等に取り組む」(日本再生戦略:平成24年7月31日閣議決定)
- ・ハード・ソフトの組み合わせにより災害に強い国土・地域を実現する。(中央防災会議「防災対策推進検討会議」:平成24年7月31日最終報告)
- ・防災の取組は、なお不十分である。国は自治体への「技術的な支援」を一層強化すべき。また、国と自治体との検討の場を設けるなど、相互連携を進める中で、既存施策にとられない新たなソフト施策を検討していくべき。(行政刷新会議「提言型政策仕分け」:平成24年2月16日公表)

## 防災ソフト施策の高度化・充実を図る

- ◆水災害警戒避難マニュアルの作成
- ◆津波浸水想定のための津波断層モデル等の検討
- ◆大規模土砂災害に係る流出予測手法の開発
- ◆広域TEC-FORCEの活動強化
- ◆携帯情報端末を活用した河川情報の提供・活用
- ◆水供給システムの安全・安心に係る検討調査 等

技術的支援

地方公共団体等の防災ソフト施策の高度化・充実  
(防災能力の向上)

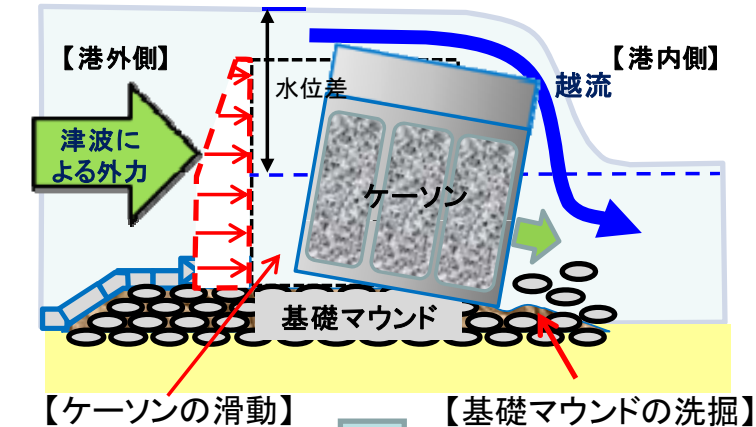
減災



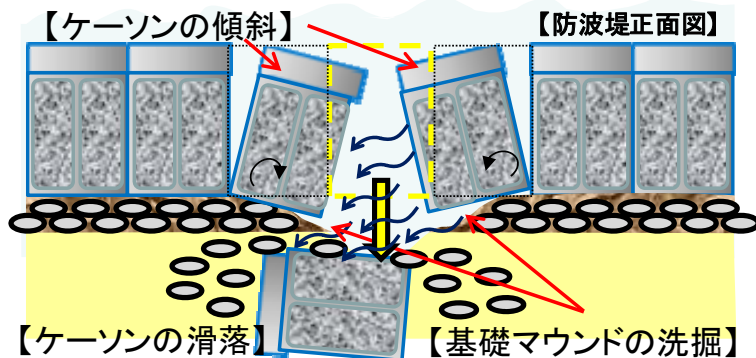
災害時における緊急物資輸送等のための耐震強化岸壁等の整備、粘り強い構造の防波堤の整備、津波防波堤の整備、海岸保全施設の耐震化等による背後地域の防護、湾口防波堤と防潮堤等の効果的な組み合わせによる多重的な防護を行う。

## 【今回の津波による被災メカニズム】

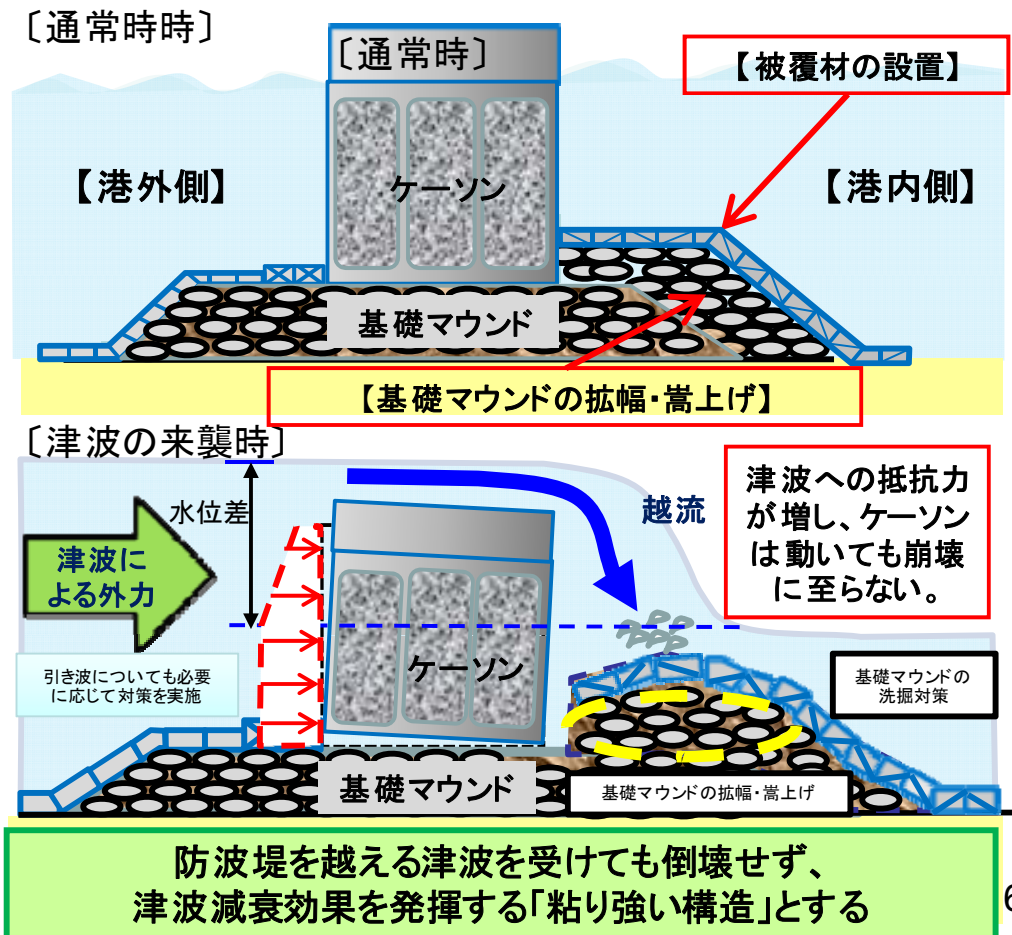
1) 港内外の水位差でケーソンが押されるとともに、上部からの越流によりマウンド港内側の洗掘が進行し、ケーソンが滑落



2) ケーソンが滑落した部分に流れが集中、マウンドの洗掘が両側に進行し、マウンド上に残ったケーソンも傾斜



## 【粘り強い構造の防波堤のイメージ】



災害に強い国土・地域の構築を図るため、大都市における生命・財産を津波・高潮から防護し、地域防災力の向上に資する港湾海岸の整備を推進。

## 広島港海岸(中央西地区)



## 防護対象

防護面積：261ha  
 防護人口：約2.2万人  
 就業者数：約1.2万人  
 主な公共施設：学校、病院等





液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の液状化対策・耐震化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

## 堤防の液状化対策例



堤防の被災状況  
(鳴瀬川 左岸30.0k~30.5k+37m付近の被災)



防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策をより一層推進する。

## 現行対策

阪神・淡路大震災の被害等を踏まえ、駅及び高架橋等の耐震対策を推進

対象	区分	対象	耐震化率
駅	新幹線	全線区	100%
	在来線 (民鉄含む)	1日1万人以上かつ複数路線との接続駅	約89%
路線 (高架橋等)	新幹線	全線区	概ね100%
	在来線 (民鉄含む)	仙台地区、東京圏、東海圏、近畿・山陽圏のピーク時1時間あたり10本以上の線区	約96%

### 《課題》

- ・主要駅等の迅速な耐震化が必要
- ・高架下利用者との調整が耐震化促進の阻害要因となっている
- ・さらにより多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から対策の強化が必要

## 施策内容

### ① 現行対策に期限を設定

駅	平成27年度末に設定済み	→ 補助による支援の継続を要求
路線	平成29年度末に新たに設定	

### ② 新規対策として、利用者の多い駅や路線を対象として耐震対策を強化

駅	乗降客1日1万人以上
路線	片道断面輸送量1日1万人以上

※首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等が対象  
 ※施設の倒壊が緊急輸送道路等に影響を及ぼす箇所は、利用者数に関わらず対象

このうち、早期復旧等の観点から優先的に取り組むものとして各事業者が策定する5カ年計画に位置づけられる箇所について、**補助・税制優遇により支援を要求・要望**

### ③ 高架下利用のある駅等の耐震補強促進方策を検討

## 施策の効果

- 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域において安全が確保される利用者の割合(安全確保率)を向上させる  
 駅の乗降客 84→96% 列車の乗客91→99%



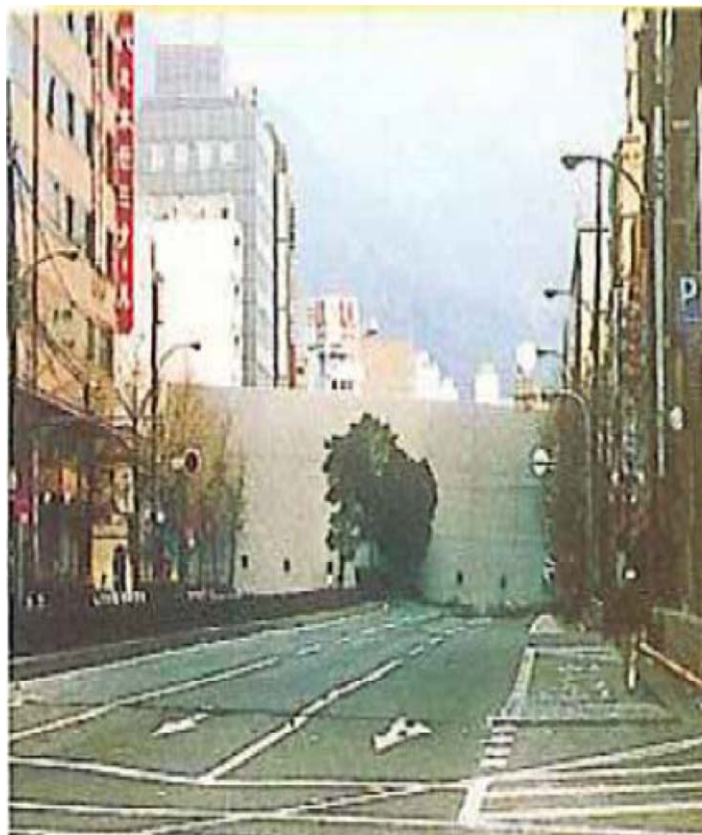
阪神大震災で高架の倒壊とともに崩落した駅(阪急電鉄 伊丹駅)



高架橋の柱に鋼板を巻いた耐震補強の実施例

特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化をより一層促進するため、耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設する。

また、住宅についても緊急的に耐震化を促進するため、耐震改修等について支援を強化する。

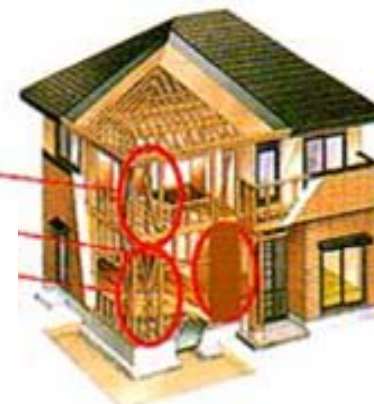


阪神・淡路大震災において建物の倒壊により道路が閉塞された状況

## [耐震改修イメージ]

### 〈戸建住宅〉

- 筋交いによる補強
- 構造用合板による補強
- 筋交いのタスキ掛け



### 〈建築物〉

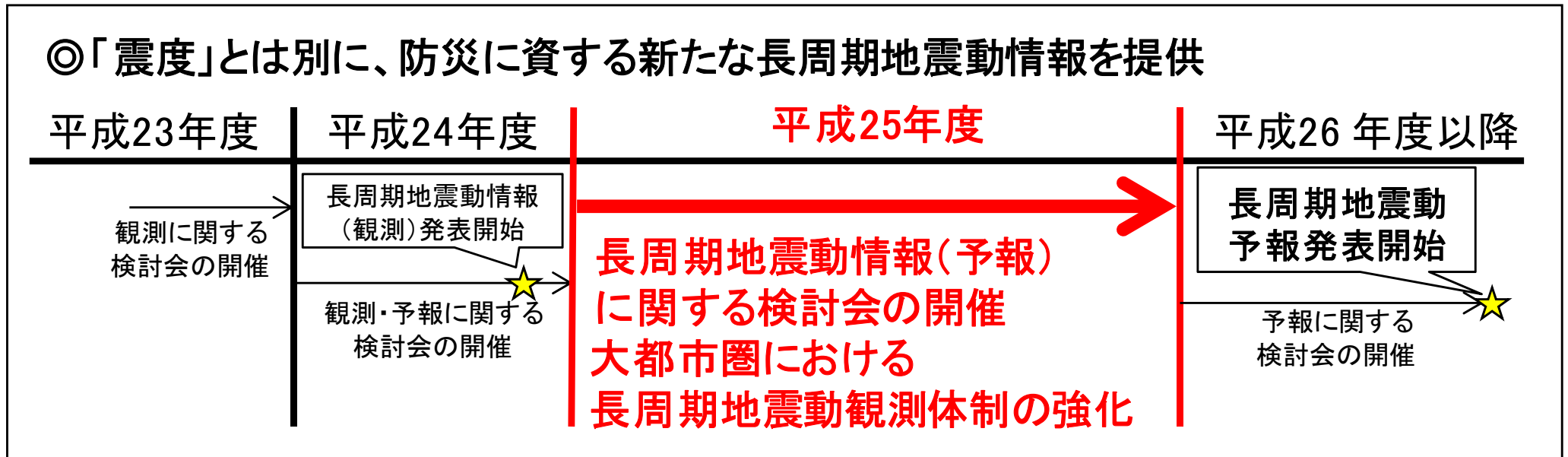


鉄骨ブレースによる壁の補強

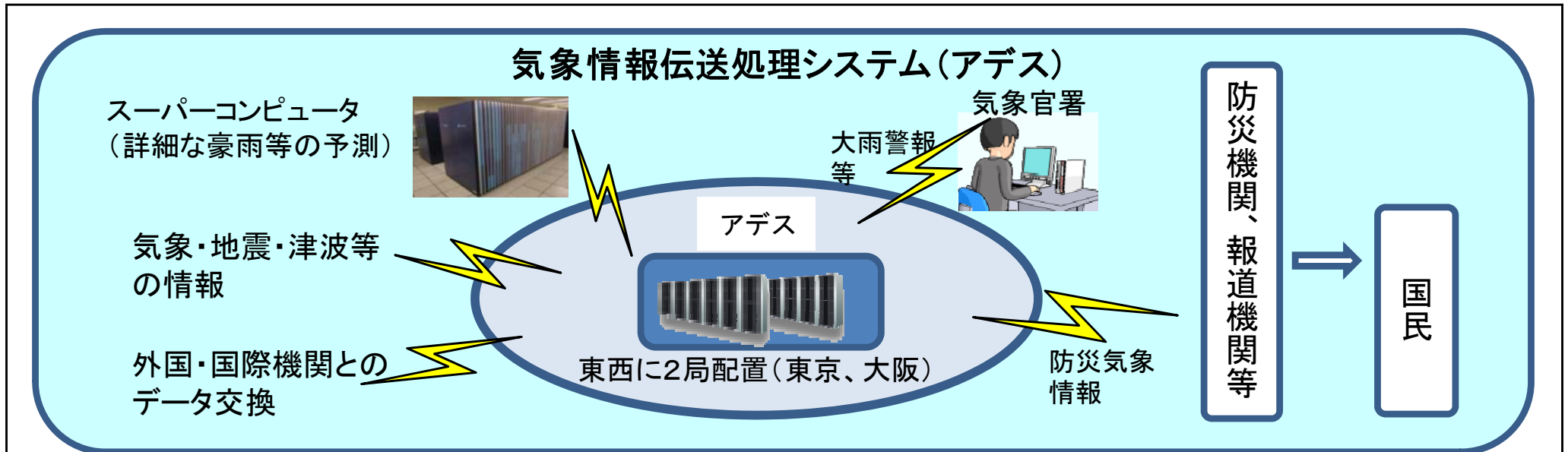


## 長周期地震動情報の提供

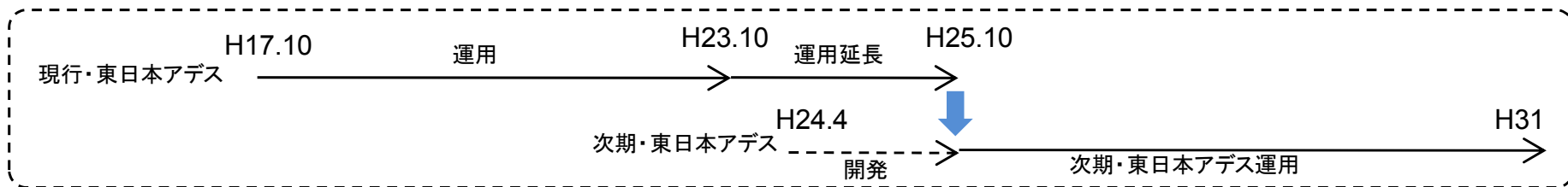
◎「震度」とは別に、防災に資する新たな長周期地震動情報を提供



## (1) 気象情報の伝送・処理のための基盤的情報通信システムの強化



◎東日本アデスを更新し、気象業務の根幹を担う基盤的通信処理機能を維持・強化  
(H25年度:次期東日本アデスの運用を開始)



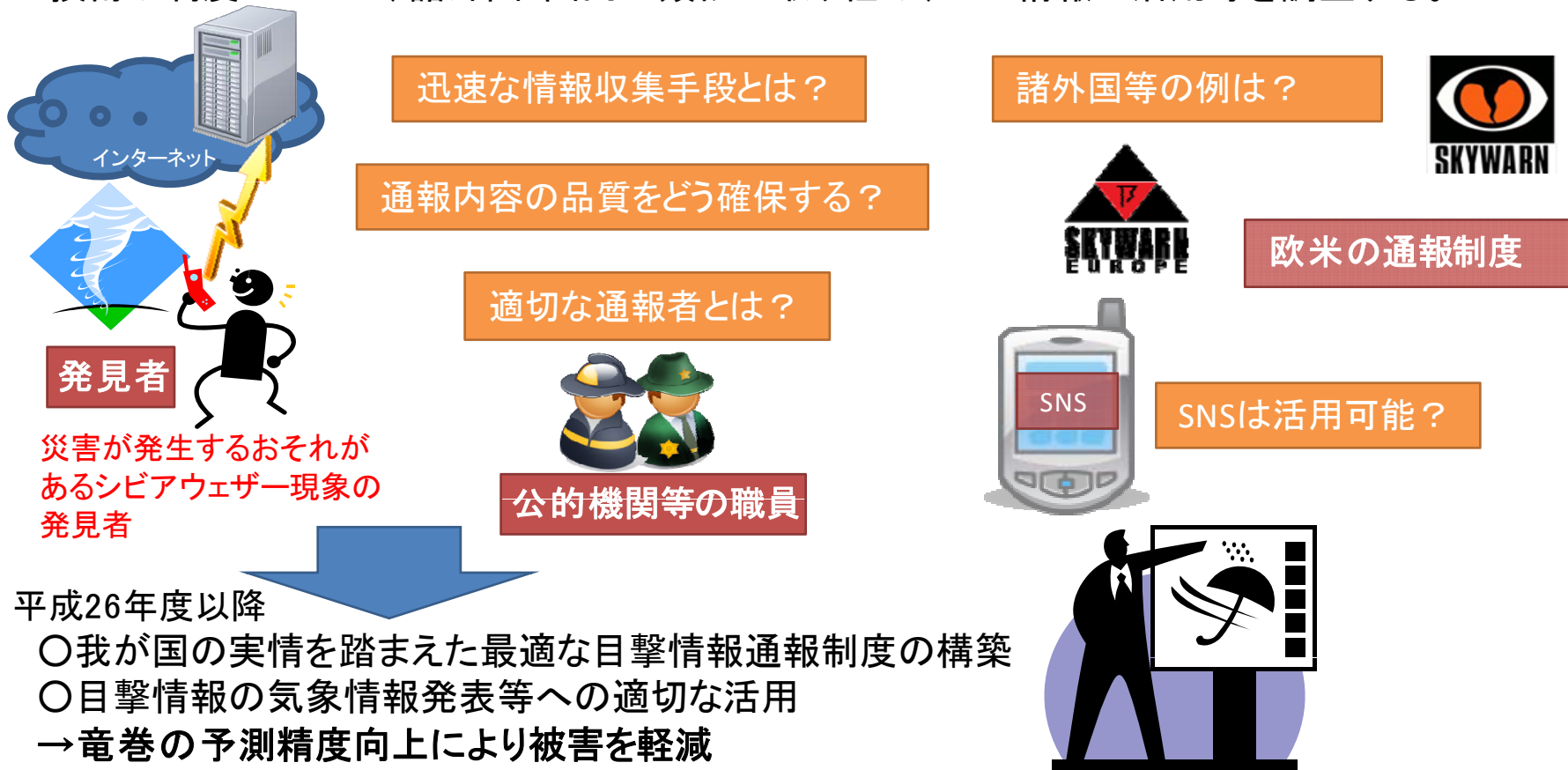


## (2) 台風・局地的大雨等に対する監視・予測の強化

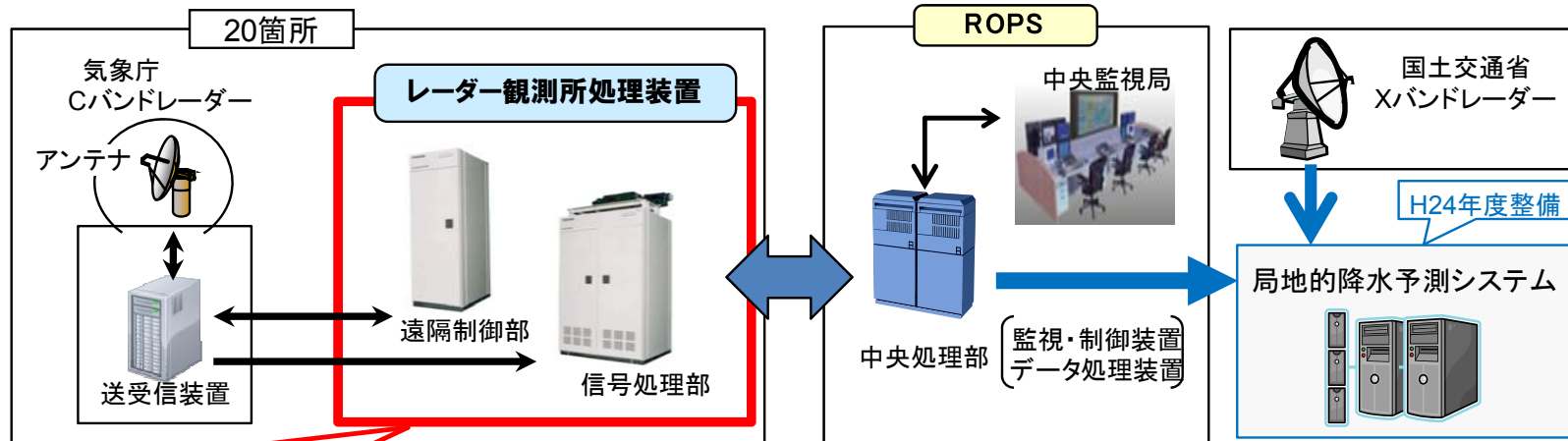
### ① シビアウェザー目撃情報の気象情報への活用

#### ◎ シビアウェザー目撃情報収集・活用体制のあり方調査

竜巻やひょうなどシビアウェザー現象の目撃情報をリアルタイムで収集し、気象情報に活用するための技術や制度について、諸外国・国内の類似の取り組み、SNS情報の活用等を調査する。

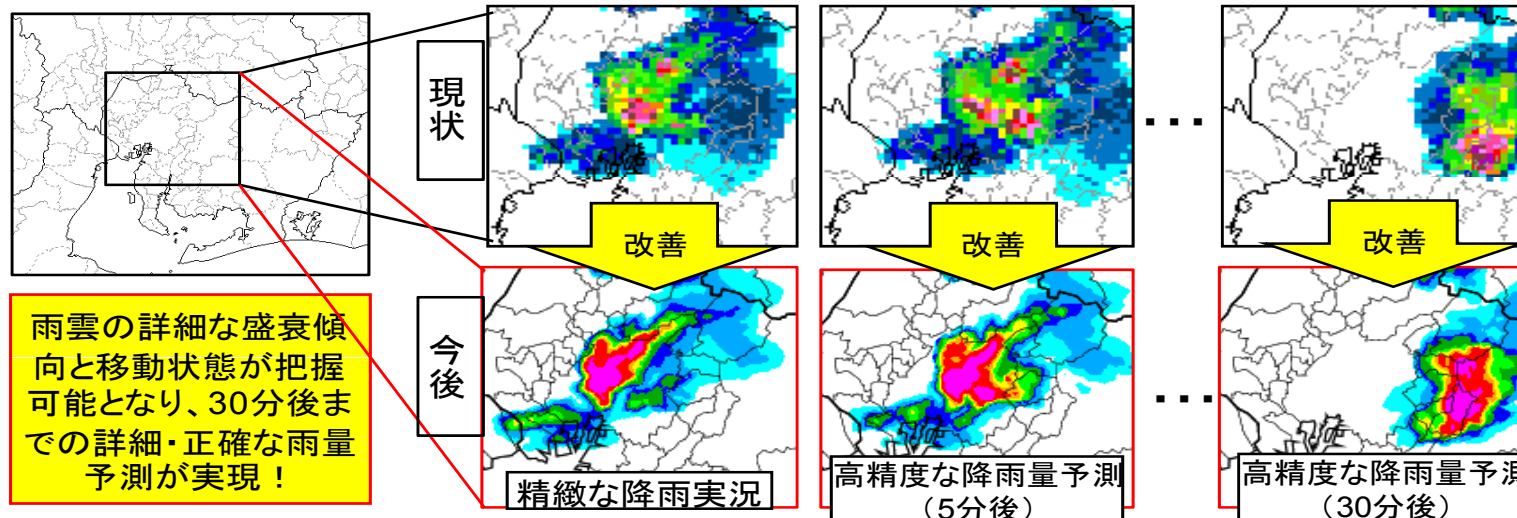


## ② 気象レーダーの高精度観測データを利用した局地的大雨監視・予測の強化



250mメッシュの観測を可能とする「レーダー観測所処理装置」を全国20箇所のレーダー観測所に整備

### ○ 250mメッシュの詳細な雨量実況・予測値を提供

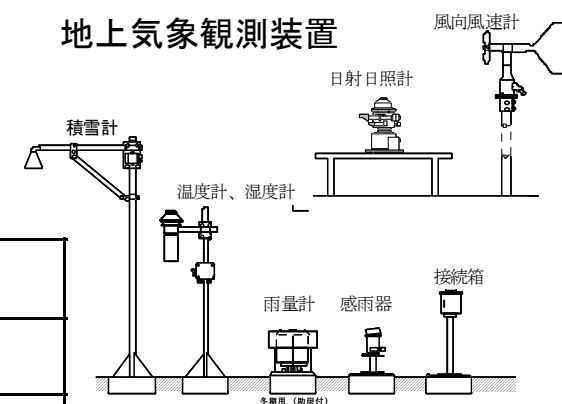


## ③地上気象観測装置の更新

### ◎アメダスネットワークの要である気象官署等156箇所 の地上気象観測装置を更新

- ・5カ年計画の4年目
- ・H24年度までに107箇所(全体の69%)を更新
- ・H25年度は26箇所を更新

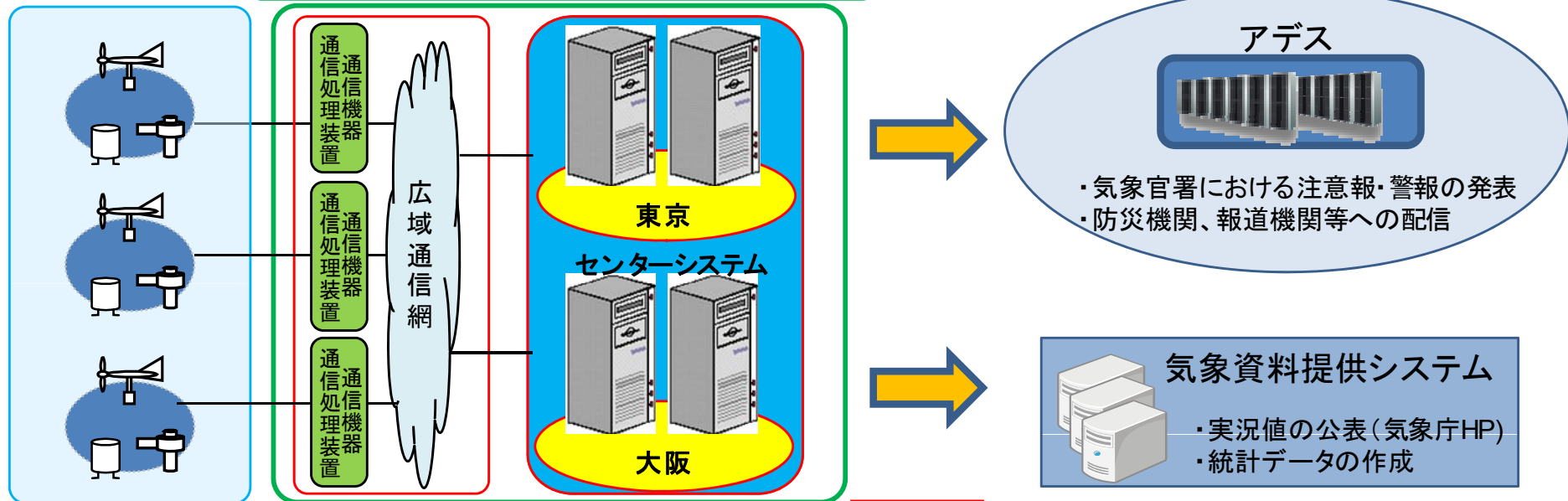
観測装置種類	観測要素
地上気象観測装置	気温、風向風速、雨量、日照・日射、積雪、感雨、湿度、気圧
アメダス	気温、風向風速、雨量、日照、積雪



## ④アメダスデータ等統合処理システムの更新

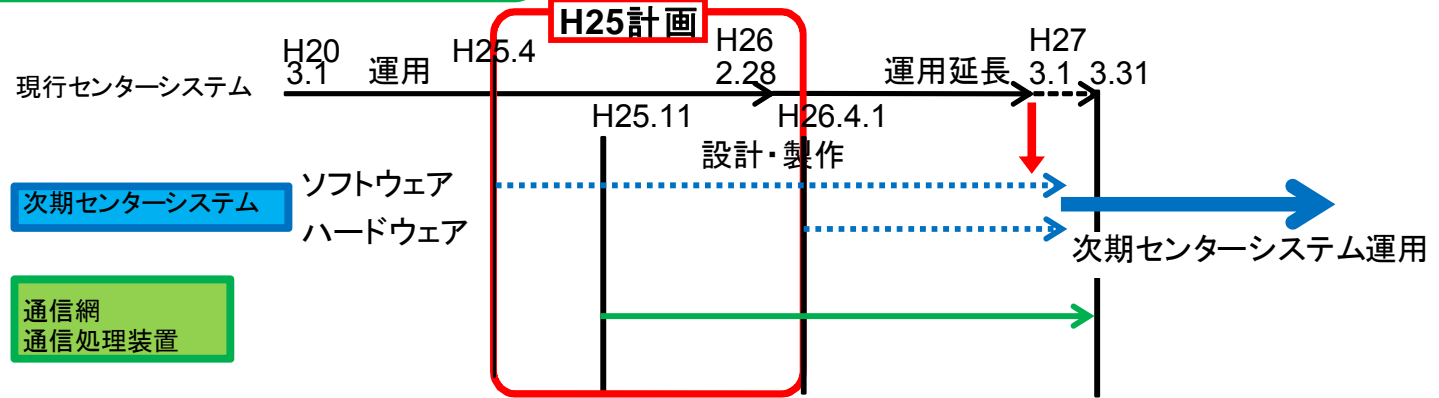
◎アメダスデータ等統合処理システムを更新し、安定したアメダス観測を継続

### アメダスデータ等統合処理システム



**H25年度 実施内容**

- ・次期センターシステムのソフトウェアの製作開始
- ・通信処理装置の製作開始、一部機器の設置

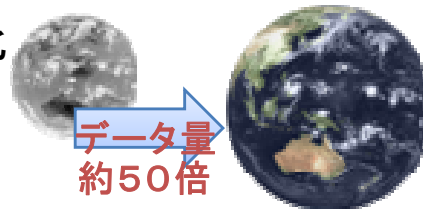




国民の安心・安全に寄与する防災情報の作成及び地球環境の監視に欠かせない静止地球環境観測衛星「ひまわり8号・9号」を平成26・28年度に打ち上げるための整備を着実に推進。平成25年度にはひまわり8号の組立を完了させ、打上げに備える。

## 【防災機能等を強化したひまわり8号・9号】

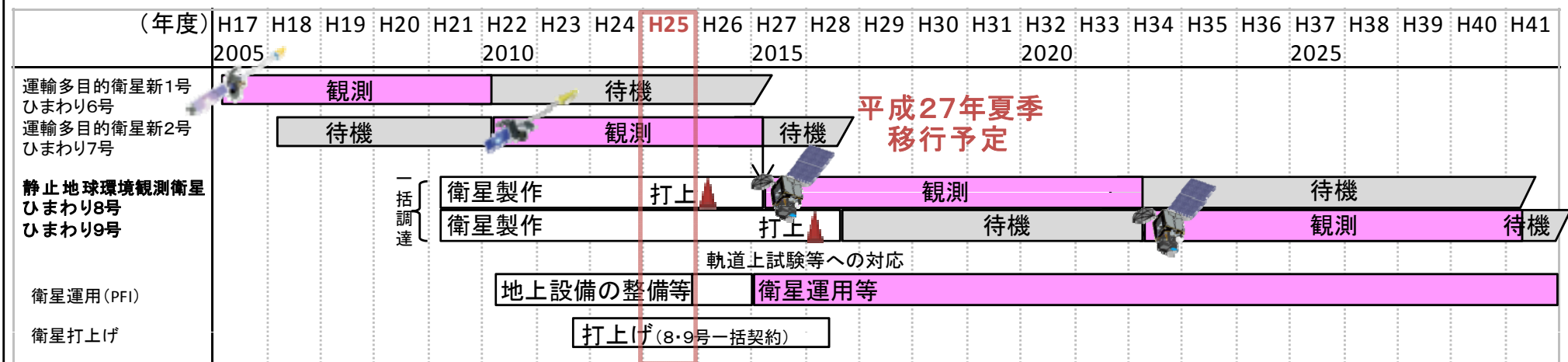
- ✓ 水平分解能を2倍に強化
- ✓ 観測頻度を10分に短縮
- ✓ 観測種別を3倍に増加



- ✓ 台風監視機能の向上
- ✓ 豪雨等監視機能の強化
- ✓ 火山灰等分布・移動の高精度把握



## 「平成26・28年度打上げに向け着実に推進」



## ◎平成26年度以降より降灰警報を導入

平成24年度：  
降灰予報の高度化  
に向けた検討会

### 平成25年度： 噴煙観測の高精度化

従来の目視による噴煙高度の観測では、誤差が大きい  
ため既設カメラの画像から精度の高い噴煙高度を算出する  
噴煙観測システムを導入

平成26年度以降：

体制が整った火山において降灰  
警報(量的降灰予報)を発表

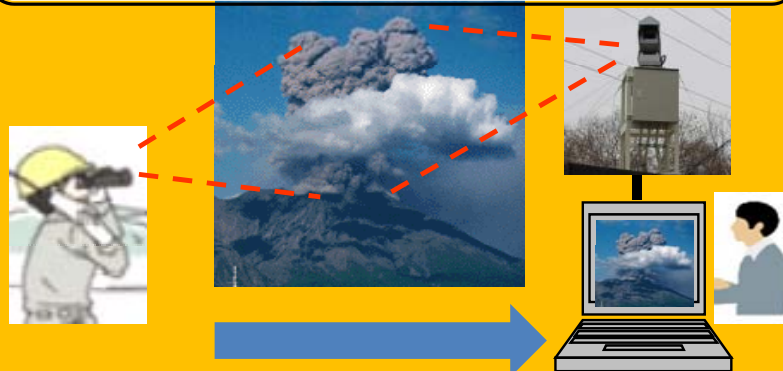
レーダー・衛星による噴煙観  
測の導入

降灰予測システムの整備

降灰警報(量的降灰  
予報)の検討作業

- 降灰量による災害、  
社会活動への影響、  
ニーズ調査
- 降灰警報(量的降  
灰予報)の基準、発  
表のタイミング・内  
容、防災対応の検  
討

遠望カメラ監視画像から、降灰量の算出に必  
要な噴煙高度及び噴煙量を解析処理



目視で高さ  
・量を判読

主観的(現在)

噴煙高度の  
精度向上

画像上で高さ  
・量を計測

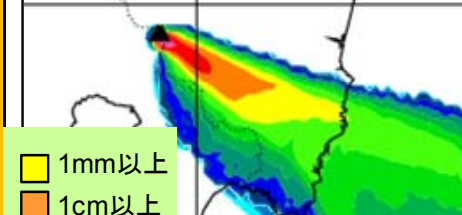
客観的

従来の降灰予報



降灰警報(量的降灰予報)

多量の降灰の恐れのある地域を限定  
地域毎の降灰量を詳細に予測



- 1mm以上
- 1cm以上
- 10cm以上

## ◎老朽化の進んでいる28火山の各観測点を5ヶ年計画(H23~H27)で更新

H25年度：6火山(雌阿寒岳、富士山、御嶽山、阿蘇山、薩摩硫黄島、諏訪之瀬島)

## 現行制度

三大都市圏及び人口30万人以上の都市において事業者が300m<sup>3</sup>以上の貯留施設又は5,000m<sup>2</sup>以上の浸透性舗装を設置した場合、5年間普通償却限度額の10%の割増償却ができる(税制の適用期限:平成25年3月31日まで)。

## 政策の目標

官民一体となった流域における  
浸水被害対策の推進

## 背景

- ◆気候変動に伴うゲリラ豪雨の頻発
  - ・総雨量は小さくても、ピーク雨量は非常に大きい(降雨強度100mm/h以上も多い)
- ◆市街地の新規開発に伴う対策実施の限界

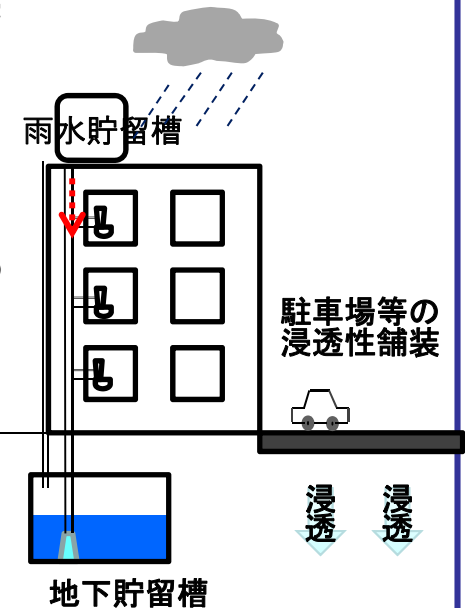
## 新しい視点による流出抑制対策の必要性

- ①流域全体にわたる面的な対策
- ②既成市街地における対策
- ③官民連携した対策

## 特例措置の必要性

- 浸水被害軽減のためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設の整備等を進めるなど分散型の流出抑制策を進めることが必要。
- 厳しい財政制約の下、官民で適切に役割分担しつつ、一体的に総合的な治水対策・流域対策を推進していくことが不可欠。
- 民間事業者等が設置する雨水貯留浸透利用施設は流域からの雨水の流出を抑制し、流域内の治水安全度を向上させるものであり、流域内の浸水被害の軽減に寄与するという点で公共性を有するものであること。
- 雨水の利用のための施設設置は流出抑制にも寄与。「雨水の利用の推進に関する法律」(案)では、当該施設設置を推進するため、税制上又は金融上の措置等を講ずることとされており、本税制措置も該当。
- 民間事業者等による雨水貯留浸透利用施設の設置に対して税によるインセンティブを付与することで、雨水貯留浸透利用施設の設置が一層推進されることが期待。

## 雨水貯留浸透利用施設の例



## 税制改正要望

雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の2年間(平成27年3月31日まで)延長

平成24年7月の九州の豪雨災害等を踏まえた堤防等の緊急点検と緊急対策

今回の豪雨では各地で甚大な水害・土砂災害が発生

- 矢部川の堤防決壊
- 白川の越水被害
- 花月川の河岸侵食・護岸欠損
- 阿蘇及びその周辺での土石流等

今回の被災を踏まえて、全国の堤防等を緊急点検

- 堤防の浸透に対する安全性(旧河道、重要水防箇所等)
- 河川全体の流下能力(ボトルネック部の抽出等)
- 水衝部等の侵食に対する安全性
- 土砂災害の危険性が高い火山地域や深層崩壊のおそれのある地域の溪流

緊急点検を踏まえて、ハード・ソフトの総合的な緊急対策の実施

「選択と集中によるハード対策」

- 背後地の人口、資産等を踏まえ、重点的な堤防弱部の強化、流下能力のネック箇所の解消、砂防設備の整備等

「何としても命は守るソフト対策」

- 実践的なハザードマップの整備や情報提供の充実等

南海トラフ地震等への対応



## 矢部川の堤防決壊



## 白川の越水被害



## 花月川の河岸侵食・護岸欠損



## 阿蘇及びその周辺での土石流等



○ 三大都市圏などの重要区間における堤防の強化及び氾濫域に政令市等を抱える災害危険度の高い河川の整備

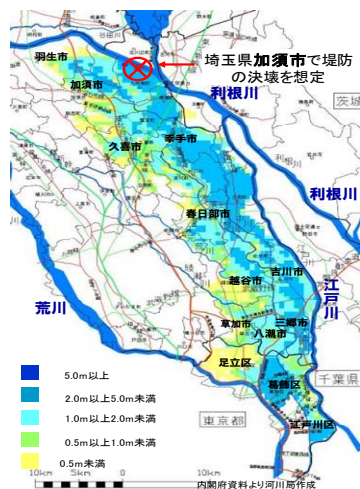
### 【首都圏氾濫区域堤防強化対策】

浸透による堤防の決壊を防止するため、堤防強化対策を実施。  
(利根川、江戸川)

#### ■ 利根川が決壊した場合

○ 浸水想定区域面積  
約530km<sup>2</sup>

○ 被災人口  
約230万人



### 【災害危険度の高い河川の整備】

市街地の浸水被害を防止するため、堤防整備等を実施。

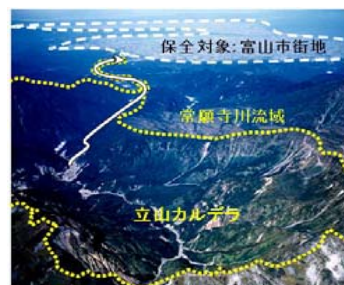


市街地部を貫流する桂川(京都府)

○ 大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や被災すると経済活動に甚大な影響を及ぼす重要交通網等の保全

### 【例】常願寺川水系砂防(富山県)

崩壊地の拡大防止や土砂氾濫の防止等の根幹的な土砂災害対策。



### 【例】由比地区地すべり(静岡県)

被災すると人命や経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある箇所の土砂災害対策。



○ 背後地に人口・資産集積地区や重要交通網を抱える海岸の保全

### 【例】富士海岸(静岡県)

全国的な交通ネットワークや主要都市を防護するための海岸保全施設の整備。

浸水想定区域内に主要幹線道路である国道1号(約52,000台/12h)やJR東海道本線が位置し、背後地は住宅が密集





激甚な水害・土砂災害や、床上浸水が頻発するなど繰り返しの水害の発生により、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施するとともに、より迅速な危機管理対応が的確に図れるよう、監視体制を強化する。

## 矢部川(福岡県) (例)

今年の梅雨前線に伴う九州北部豪雨では、矢部川水系において堤防決壊等が発生し約1,870戸の浸水被害が発生するなど、激甚な水害が発生。

**短期集中的に河川改修を実施し、激甚な水害が発生した地域の再度災害防止を図る。**



## 信濃川(新潟県) (例)

平成23年7月新潟・福島豪雨では、信濃川下流域において421戸の浸水被害が発生するなど、近年10年間で3度の浸水被害が発生。

**床上浸水被害解消を目的とした河川改修により、被害の防止・軽減を図る。**



## 紀伊山地(奈良県、和歌山県) (例)

平成23年9月の台風第12号に伴う記録的豪雨により、土砂災害による死者・行方不明者62名、人家被害190戸等の甚大な被害が発生。深層崩壊に伴う多数の河道閉塞が発生し、依然、甚大な二次災害の恐れが高い。



砂防堰堤等を短期集中的に整備することにより、河道閉塞の決壊に伴う土石流等の発生による被害を防止し、地域の安全・安心を確保する。

## 阿蘇地方(熊本県) (例)

平成24年7月の九州の豪雨に伴う多数の土砂災害により、死者・行方不明者22名、人家被害40戸等の甚大な被害が発生。



あそし さかなし  
熊本県阿蘇市坂梨

砂防堰堤等の短期集中的な整備により、激甚な土砂災害が発生した地域の再度災害防止を図る。

## 下新川海岸(富山県) (例)

平成20年2月の低気圧による高波により、越波が発生し、背後の住宅・農地等が浸水。死者2名、負傷者16名、全壊4棟、半壊7棟、一部損壊・床上・床下浸水164棟など、甚大な被害が発生し、地域の負担が増大。



家屋連担地区を防護する離岸堤等を短期集中的に整備し、激甚な高波被害が発生した地域の再度災害防止を図る。



首都直下型地震発生時における中央省庁の業務継続の確保を図るため、震が関地区の災害応急対策活動を実施する中央省庁本庁舎の電力確保に必要な自家発電設備の燃料槽の増設等を実施。

## 日本再生戦略（国土・地域活力戦略）

国全体の危機管理体制の強化

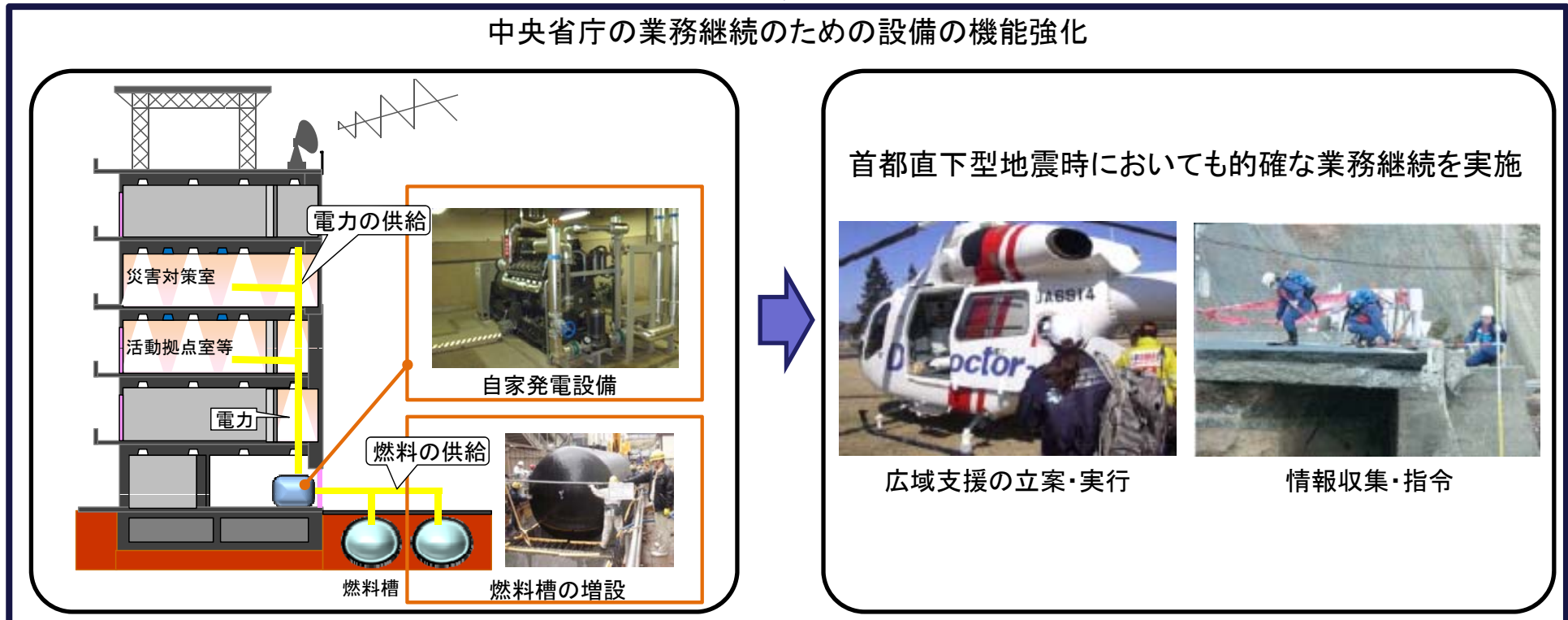
### 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次、第3次）

（平成24年5月29日、平成24年8月8日首都直下地震対策局長級会議申合せ）

1週間程度は商用電源の配電がなくとも業務継続ができるような措置について着実な実施を図る

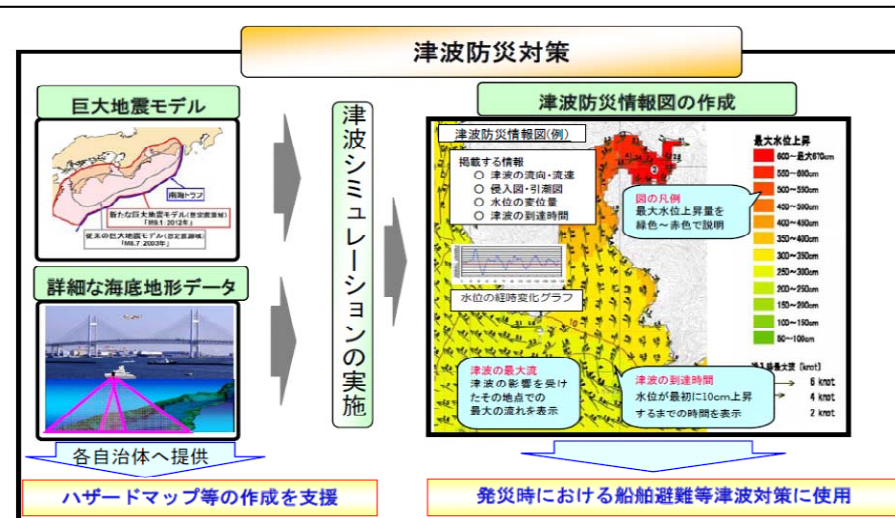
↓ <過酷事象の想定> 庁舎への配電復旧に1週間

### 中央省庁の業務継続のための設備の機能強化



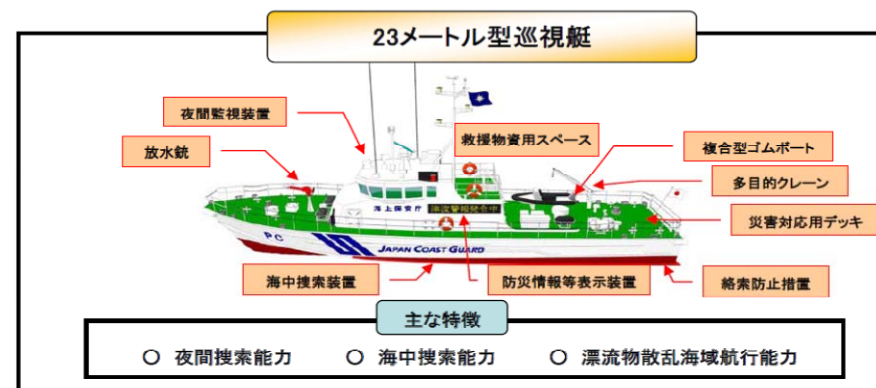
## ○津波防災対策の推進

南海トラフの巨大地震のモデルが中央防災会議により見直され、想定される津波の規模及び範囲が拡大したことから、災害発生時における船舶避難等の津波対策や各自治体におけるハザードマップ等の作成に活用するため、海底地形データの取得や津波防災情報図の作成を行う。



## ○巡視船艇・航空機の整備

災害時において、行方不明者等の捜索、航路確保、救援物資の輸送等を実施するため、災害対応能力を備えた23メートル型巡視艇等を整備する。



## ○航路標識の防災対策

航路標識について、地震・津波等の自然災害に耐えうる改修等の実施、電源への太陽光発電の導入により、災害等における航路標識機能の確保を図る。



# 三大湾等における総合的な地震・津波対策の推進

我が国の経済を牽引する物流、産業、エネルギー等の諸機能が高密度に集積する三大湾等において、大規模地震が発生した際、当該地域における港湾機能を維持・継続するため、津波来襲時の大型船の避泊水域を確保するための調査等を実施し、重要な拠点に至る航路機能の確保に係る制度を創設するなど、ハード・ソフト一体となった総合的な地震・津波対策を推進する。

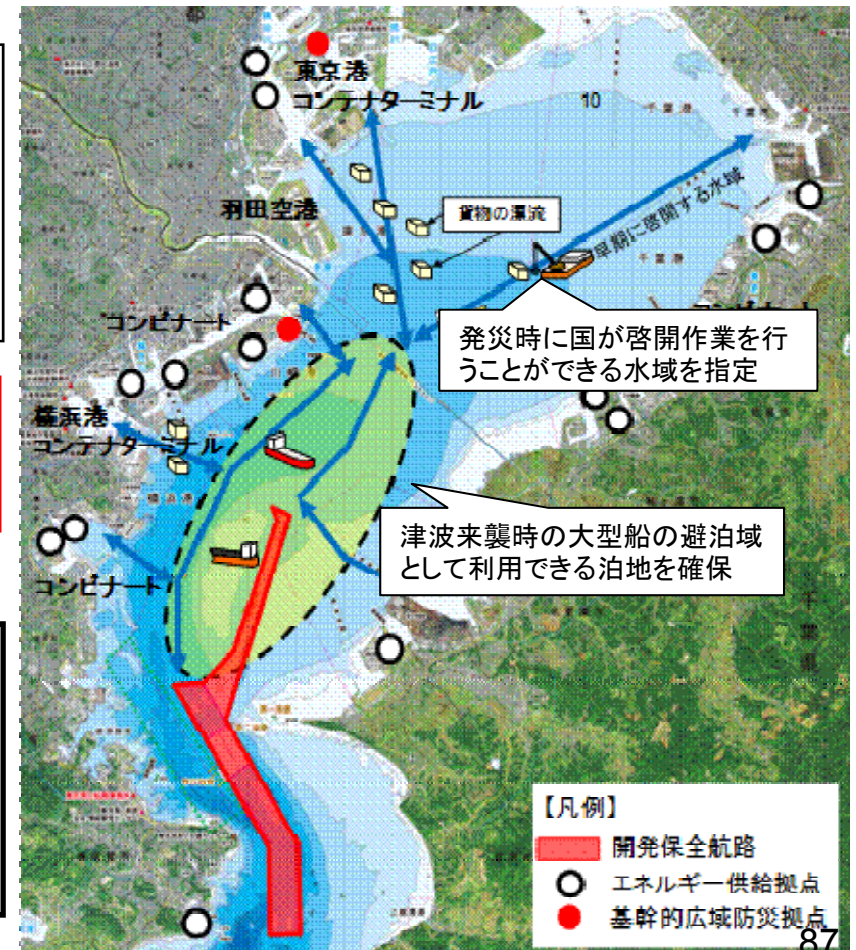
## 東京湾等における防災上の課題

- 三大湾内には我が国の経済を牽引する物流・産業・エネルギー供給拠点が集積しているが、造成時期の古い埋立地も多く、護岸等の施設も老朽化しており、地震・津波に対する脆弱性が懸念される
- 狭隘な水域で大型船舶による稠密な利用がなされており、東日本大震災発生時は湾中央部が退避船舶で混雑しており、二次災害に繋がる危険性が懸念される

首都直下地震や南海トラフの巨大地震の発生時、臨海部や海上の災害に伴い東京湾の船舶航行に大きな支障が生じた場合、サプライチェーンやエネルギー供給の寸断により市民生活や産業活動に広範な影響が及ぶ恐れ

## 主な対策

- ◇狭隘かつ大型船舶による稠密な利用がなされる水域における、大型船舶による二次災害を防止するための避泊水域の確保
- ◇我が国の経済を牽引する物流・産業・エネルギー供給拠点の機能を早期復旧するための、重要拠点に至る航路の早期啓開対策の推進
- ◇重要拠点に至る航路や泊地の機能を保全するための、港湾施設等の維持管理・耐震化の推進



震災時、東京湾等の物流・産業・エネルギー供給機能を早期復旧

東京湾内における船舶航行機能の早期復旧対策

旅客会社等が行う海岸等保全、落石・なだれ等対策などのための施設の整備のうち、一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業を推進する

## 落石・なだれ等対策 海岸等保全

落石防止擁壁の一例



(落石・なだれ等対策)  
落石防止擁壁の設置、のり面防護工等により、鉄道だけでなく道路、民家等も防護する



護岸壁の一例



(海岸等保全)  
護岸壁の設置等により、鉄道だけでなく海岸等も防護する

平常時のみならず、大規模地震等の災害発生時に人流・物流のリダンダンシーを確保する観点から、青函トンネルの機能保全を図るための施設の改修事業を推進する

補助対象施設：青函トンネル内の施設のうち、地震防災施設、火災検知施設、排水ポンプ施設、信号装置等



【排水ポンプ】



【列車集中制御装置】

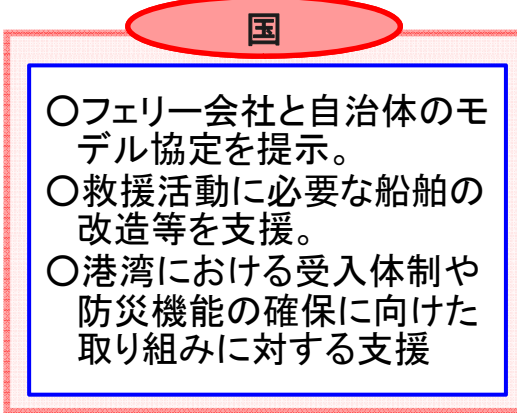


【変電施設】



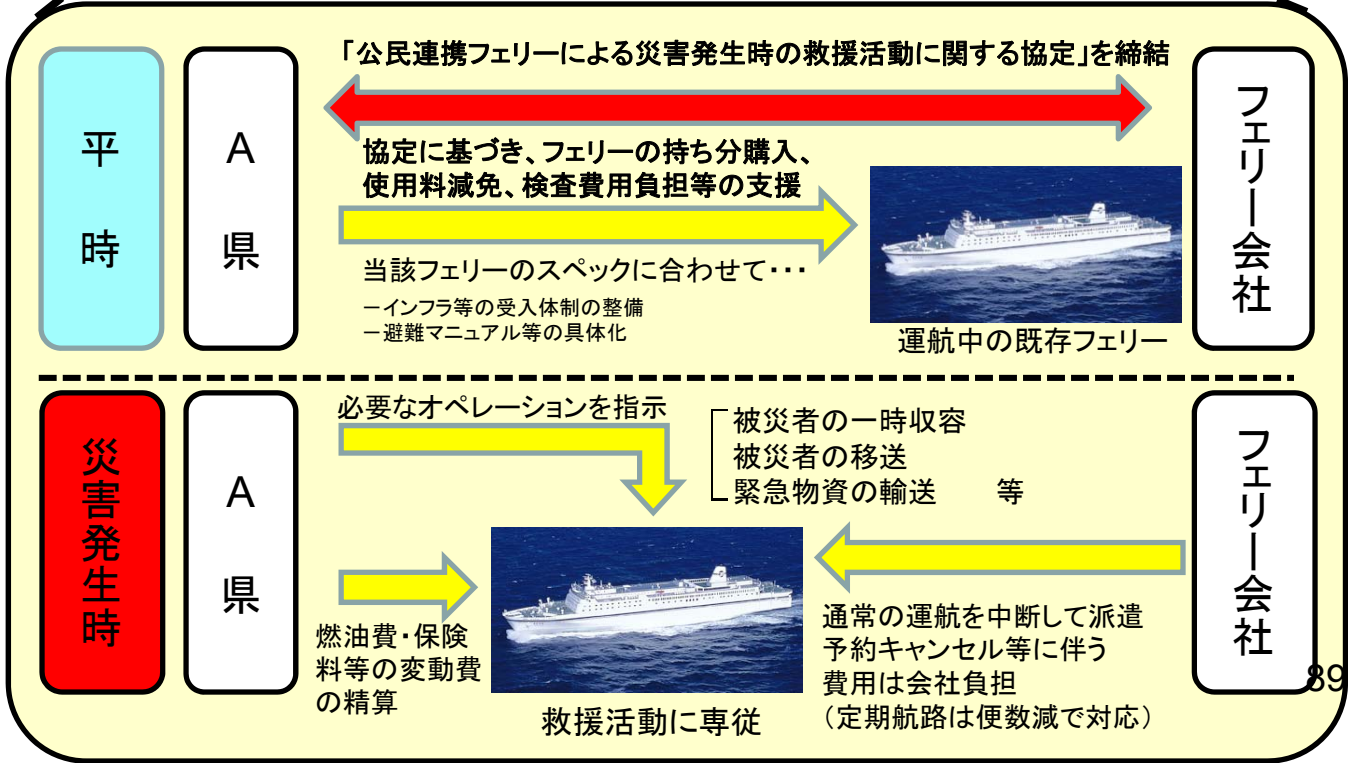
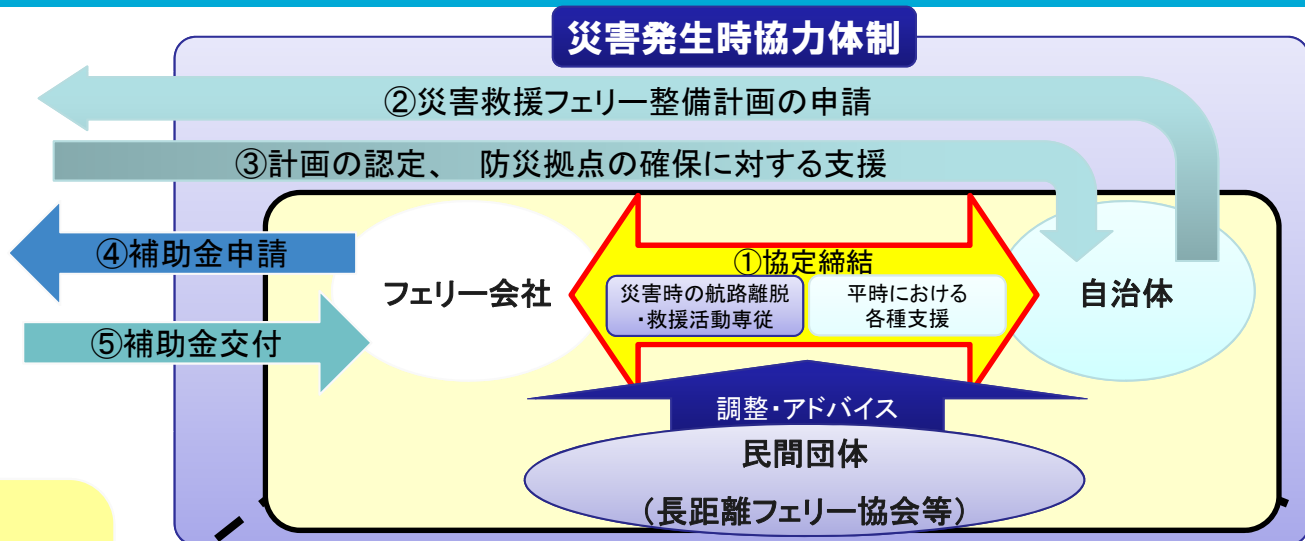
【火災検知装置】





**各主体の役割**

- 自治体
  - フェリーの持ち分一部取得や、施設使用料の減免、検査費用の支援等を行うことで実効性のある協定を締結し、災害時の救援・緊急輸送体制を整備。
  - 港湾における防災機能の確保。(オンサイト、オフサイト)
- フェリー会社
  - 災害時の救援・緊急輸送に資する災害対応設備・機器(サイドランプウェイ、電子チャート、被災者用設備等)を設置。
- 国
  - 災害救援フェリーを活用した災害発生時協力体制を推進するため、フェリー会社の費用の一部を補助。
  - 港湾における受入体制や防災機能の確保に向けた取り組みに対する支援



# モード横断的対策を含む旅客輸送体制の構築

## 【目的】

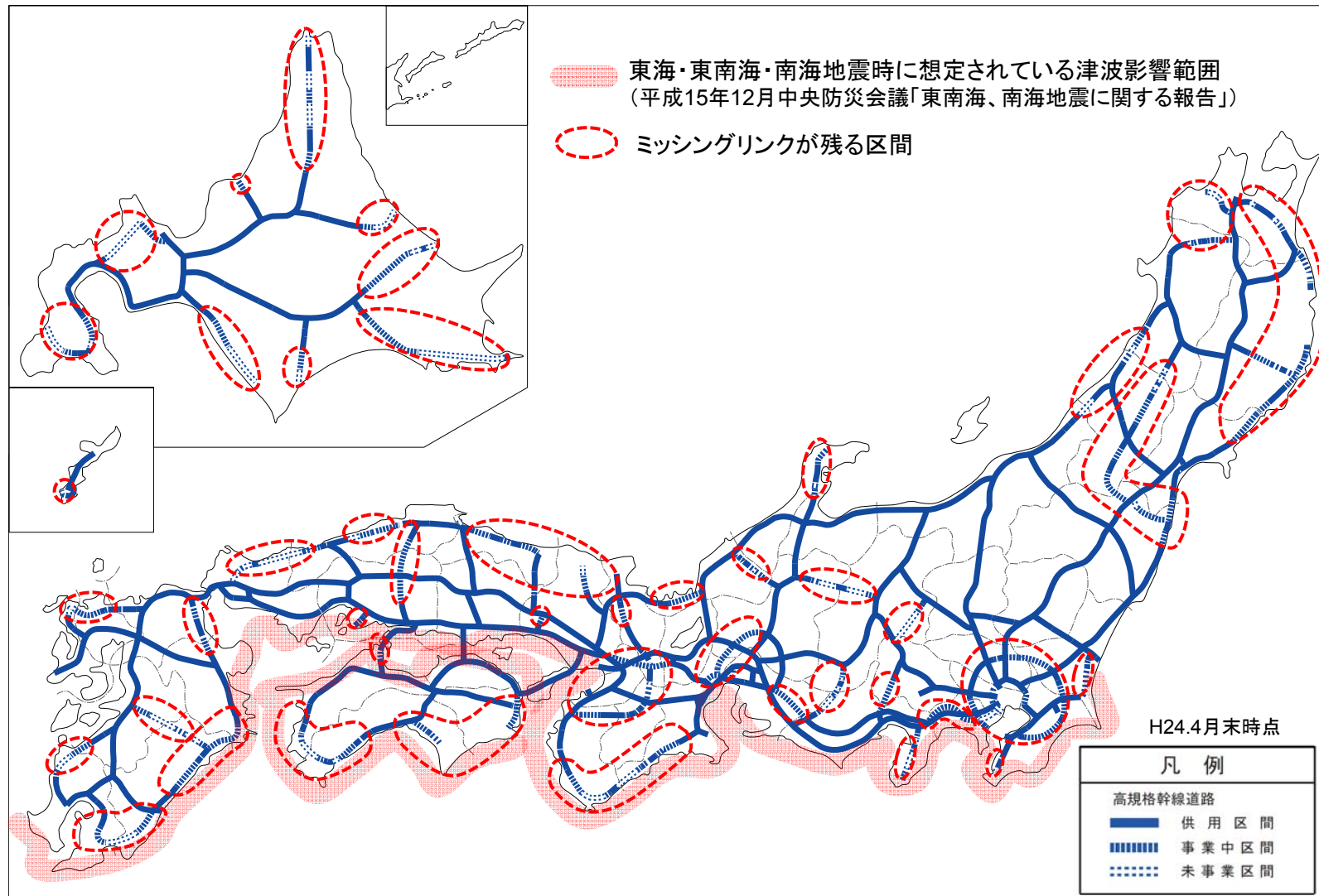
首都直下地震等により、長期間にわたり鉄道の運行障害が発生した際に、鉄道の復旧状況に応じてバス輸送を活用する等、モード横断的な代替輸送の確保等も経済活動の維持に効果がある。この代替輸送確保のため、地方運輸局が中心となった協議会により、平常時から関係省庁、事業者等と連携し、道路復旧状況等関係する事項との整理を図りながら対応手順や課題への対応について検討するとともに、大規模震災が発生した場合には被災状況に応じ即時に対応が図られるようにしておくことが必要。

## 【概要】

- ・地方運輸局が中心となって、関係省庁、事業者等からなる地方協議会を設置。
- ・地方協議会において、代替輸送を提供する交通事業者側の供給力等の具体的に把握すべき条件や必要な準備内容、関係する諸条件（道路の復旧状況、交通規制の状況）等各種検討事項の整理を行い、具体的な緊急・代替輸送を確保するための対応計画を策定。

# 全国ミッシングリンクの整備

東海・東南海・南海地震等への備えや降雨・降雪時の代替ルートの確保、国際競争力の強化、産業の立地・振興等を図るため、必要に応じ、走行性の高い国道も活用しつつ、国土のミッシングリンクを早期に解消する。

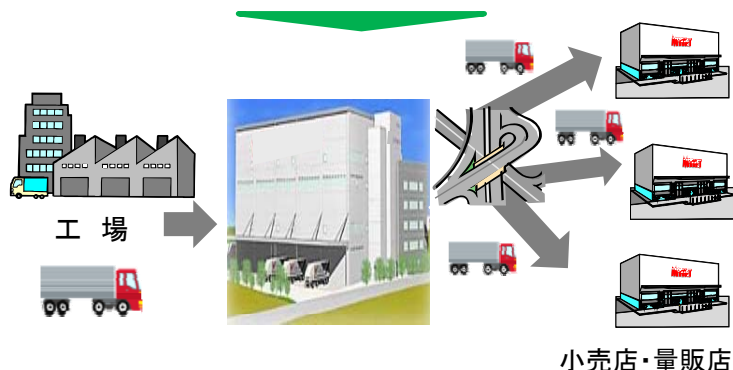


## 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた特定流通業務施設に対する補助

○災害時の物流機能の早期回復を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた特定流通業務施設における取扱貨物の荷崩れ防止対策等を支援

→災害を受けても被害を低減し、早期の機能回復が可能な物流システムの構築を図る

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（**物効法**）に基づき認定を受けた特定流通業務施設



### 補助概要

- ・取扱貨物の荷崩れ防止対策のための設備の導入に要する費用の補助
- ・物流情報システムのバックアップ体制構築のための設備の導入に要する費用の補助

補助率	補助対象	対象施設
1/2	各種設備の導入に要する費用	物効法に基づき認定を受けた特定流通業務施設の中で、大規模地震の被災が想定される都道府県に立地する施設

### 認定要件追加（**物効法の改正**）

設備要件；

- 取扱貨物の荷崩れ防止対策**
- 物流情報システムのバックアップ体制構築**
- 既存施設を活用する場合は新耐震基準への適合

### 取扱貨物の荷崩れ防止対策のための設備例

○以下の設備等を導入することで、荷崩れ防止対策を図る。



・ボールアイソレータ、オイルダンパー



・アンカーボルトによるラックの固定



・簡易免震材



- 災害発生時における被害を軽減し、円滑かつ迅速な応急活動を支援するために、防災対策(斜面・盛土等)や耐震対策(耐震補強等)を引き続き推進するとともに、交通施設への防災機能の付加(道の駅、緊急連絡路、避難階段)を推進。
- 豪雨により発生する道路冠水による事故の未然防止のために、排水ポンプや道路情報板の整備とともに、関係機関との連携強化や道路情報の提供を図る。
- 災害時の避難や移動に必要な情報の適切な提供に向け、道路の海拔表示、通行止め情報の集約・共有等を図る。



<斜面崩落防止対策>



<盛土のり尻補強>



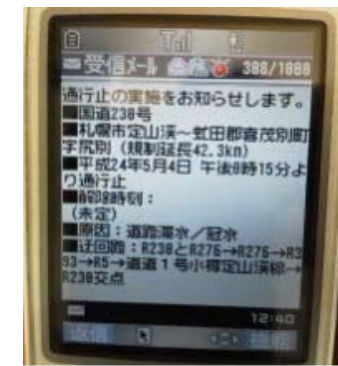
<橋脚の耐震補強>



<交通施設への防災機能の付加>



<道路の海拔表示>



<通行止め情報の提供>

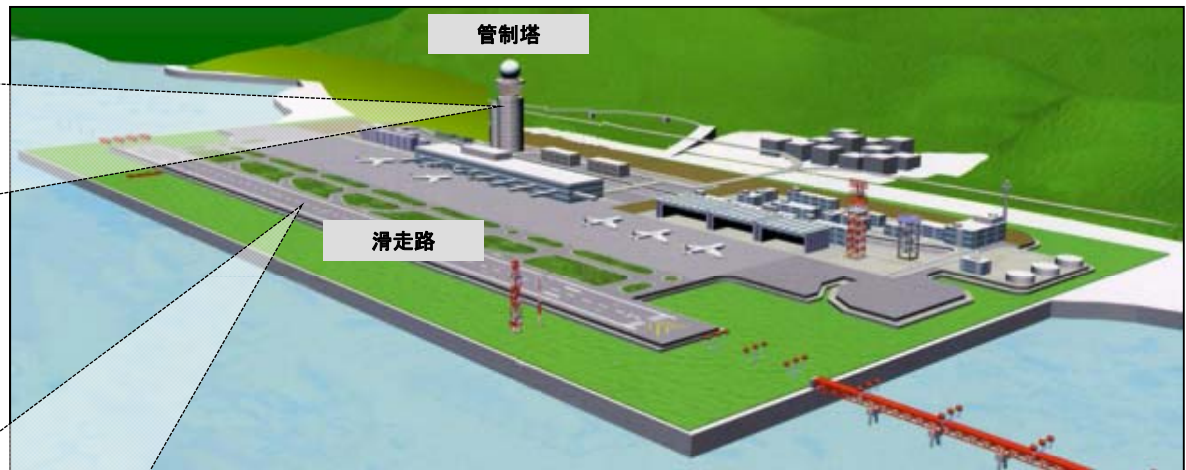
## ○ 空港の耐震化等

地震等被災時に緊急輸送の拠点となるとともに、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる航空輸送上重要な空港等について、地震等災害時に空港等に求められる機能を果たすために最低限必要となる基本施設等の耐震化等を行います。

・航空管制機能の停止を防ぐとともに空港の管理機能を確保



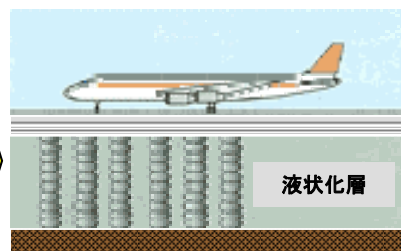
管制塔等の倒壊防止



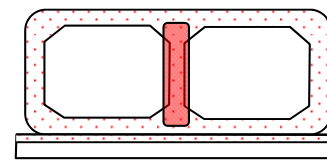
・航空機の離発着に必要な機能を確保



地盤改良により基本施設等の液状化を防止



・空港地下構造物の崩落による航空機や一般車両、歩行者の被害を防止



耐震補強により地下構造物の崩落を防止





# 災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る税制特例の拡充及び延長 (所得税、法人税、固定資産税、都市計画税)

環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る所得税・法人税の割増償却制度及び固定資産税・都市計画税の軽減措置について、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加するとともに、複数事業者の共同事業による場合には対象施設の要件を緩和した上で、適用期限を2年延長する。

## 現行制度の概要

- 所得税・法人税→割増償却制度
  - 営業倉庫建物: 10% (5年間)
  - 規模要件: 1,500㎡以上 (多階建 3,000㎡以上)
  - 立地要件: 高速道路ICから5km以内、臨港地区
- 固定資産税・都市計画税→課税標準の特例
  - 営業倉庫建物: 1/2 (5年間)、附属設備: 3/4 (5年間)
  - 規模要件: 1,500㎡以上 (多階建 3,000㎡以上)
  - 立地要件: 高速道路ICから5km以内、臨港地区

## 政策の目標

- 災害に強い物流システムの構築
- 我が国産業の国際競争力の強化
- 物資の流通に伴う環境負荷低減

## 税制改正要望の概要

①災害を受けても被害を軽減し、物流機能の早期回復を図るため、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加

背景: 東日本大震災の被災による物流施設の機能低下

- ①取扱貨物の荷崩れが発生  
 損傷を受けなかった施設を含め、取扱貨物の荷崩れが発生
- ②物流情報システムの機能停止  
 物流情報システムのバックアップデータ保管設備、非常用通信・電源設備が構築されていない施設では、入出庫管理が行えず業務がストップ

施設の機能回復の遅れが被災地の産業や経済の復旧・復興に大きく影響

具体的施策: 以下の防災対策の実施を追加

- 取扱貨物の荷崩れ防止対策
- バックアップデータ保管設備の設置
- 非常用通信設備・非常用電源設備の設置



荷崩れ防止対策の例



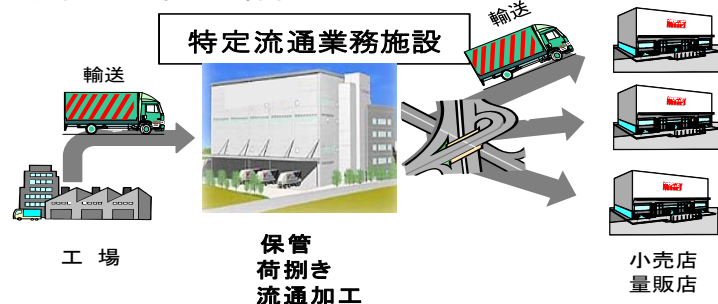
非常用電源設備



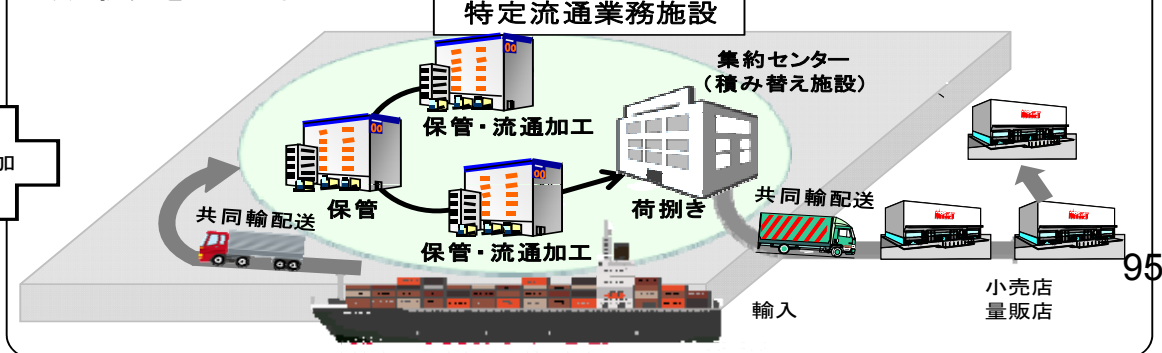
バックアップデータ保管設備  
非常用通信設備

②物流の総合化・効率化に向けた取組の裾野を広げるため、1事業者では新たに高機能な物流施設を建設するのが困難な中小事業者であっても取り組めるよう、対象施設の要件を緩和し、複数の事業者が共同して事業を実施する際の新設の物流施設を追加

現行の基本的な枠組



今般拡充を図る取組



# 都市安全確保促進事業(エリア防災促進事業)

## ◆目的

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策に対して支援。

## ◆概要

・都市再生緊急整備地域において、国、地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等を構成員とする都市再生緊急整備協議会が全員合意の下で作成する都市再生安全確保計画に基づくソフト・ハード両面の事業に対して総合的に支援する補助制度を平成24年度に創設。

・都市再生特別措置法の改正法が今年7月に施行し、都市再生安全確保計画の作成が進むことが見込まれる中、平成25年度には当該計画に基づく事業が本格化する予定であり、一層の推進を図る。





○ 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設を取得または整備した場合に課税の特例措置を講じる。

## 施策の背景

### 現状・課題

○ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。**

新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱が生じた。



※東日本大震災当日の新宿駅

○ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。

➡ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

➡ **都市再生特別措置法の改正(平成24年7月1日施行)**

### 施策の位置付け

○日本再生戦略(抄)

IV日本再生のための具体策

③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成[国土・地域活力戦略]  
(重点施策:大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築)

大都市等の防災機能の向上と国際競争力強化に向け、防災・減災に資する施設の容積率の緩和等の規制緩和、特定都市再生緊急整備地域等における官民の協議会によるインフラ等の整備や都市再生安全確保計画の策定・実施、民間都市開発における民間金融機関だけでは十分でないファイナンス面での支援等に取り組み、戦略的な大都市等の再生を推進する。

### 政策目標

市街地の防災性向上

## 都市再生安全確保計画制度の創設

協議会  
(\*)

### 【構成員】

・国、地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者、鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等

### 都市再生安全確保計画を作成

・都市再生安全確保施設の整備(退避施設、退避経路、備蓄倉庫等)  
・退避施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄倉庫の提供、避難訓練等

➡ 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施

(\*)都市再生緊急整備地域(全国63地域を指定)の協議会

### <対象設備>

防災備蓄倉庫



## 税制改正要望の概要

都市安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設(防災用備蓄倉庫)を取得した場合、  
【固定資産税・都市計画税】: 課税標準控除(1/2)、5年

# 広域的地域間共助の推進

大規模災害発生時における地域間の効果的な相互扶助の発揮や、人口減少下において限られた地域資源を有効に活用した多様な主体による地域づくりの実現等災害に強く持続可能な国土づくり等を推進するため、平時から地域が相互に連携し、補完し合う新たな共助(「広域的地域間共助」)の形成を推進する事業を創設する。

## 広域的 地域間 共助 推進 事業

【防災関係事業の例】

